

資格証・免許状の提出について

雇用状況表に記載の有資格者については、給付担当へ資格証・免許状を提出していただく必要があります。また、資格証・免許状の登録年月日や授与年月日以前の期間は原則、有資格者として雇用状況表に記載することはできませんのでご注意ください。

1 提出日

平成 29 年 4 月 10 日（平成 29 年度 4 月 1 日に在籍する職員について）

※年度途中で新しく雇用、又は配属する職員については、その職員が記載された最初の「雇用状況表」の提出までに送付をお願いいたします。

※平成 28 年度以前に在籍しており、既に資格証・免許状が提出済みの職員については、提出は不要です。

2 提出が必要な資格証・免許状

職種別に必要書類の提出をお願いします。 ※＜別表-職種別必要書類＞を参照

3 幼稚園教諭免許状について

幼稚園教諭免許状は、保育士証と異なり、有効期間又は修了確認期間が定められています。幼稚園教職員として配置基準に含めるためには必要に応じて更新手続きを行い、有効な免許を所持している必要があります。

※平成 21 年 4 月 1 日より教員免許更新制が導入されており、平成 21 年 4 月 1 日以降に授与された免許状（新免許状）には有効期限が定められています。平成 21 年 3 月 31 日以前に授与された免許状（旧免許状）には生年月日別に修了確認期限が定められており、更新には更新講習の受講等の手続きが必要になります。

＜参考＞ 新旧免許状と有効期間・修了確認期限について

所持免許状	有効期間・修了確認期限
新免許状のみ H21.4.1以降授与	有効期間が免許状に記載 ※有効期間は授与資格を得てから10年間になります。 ※平成29年度に有効期限を迎える方はいません。（最も早い方で平成31年度）
旧免許状あり （新免許状所持の場合 も含む） H21.3.31以前に授与	生年月日別に修了確認期限が設定されており、現職の教員については <u>一定の期間内に更新講習を受講し、更新手続きを行う必要があります</u> 。 ※更新講習を受講し、更新手続きが完了した方については、幼稚園免許状と併せて更新講習修了確認証明書の提出をお願いします。

原則は上記の取扱ですが、一定の条件下で上記取扱いとは異なるケースもございます。詳しい内容は以下をご参照ください。

【参考】

『文部科学省 教員の免許に関するページ』 http://www.mext.go.jp/a_menu/01_h.htm

『神奈川県 教員免許に関するページ』 <http://www.pref.kanagawa.jp/life/3/10/61/>

＜別表-職種別必要書類＞

職種	必要書類	備考
保育士	保育士証 ※国家戦略特別区域限定保育士証を含む	・登録年月日より保育士として勤務可能 ・<u>保母資格証明書、保育士資格証明書、試験合格通知書、指定保育士養成施設卒業見込証明書、保育士登録済通知書は保育士証等の代わりとはなりません。</u> ・新卒や保育士試験合格者について、<u>雇用状況表に記載の時点で保育士証が申請中の方は、「保育士登録済通知書」や「合格通知書」等をご提出いただき、保育士証が到着次第、保育士証の提出をお願いします。</u>
看護師 (准看護師)	看護師免許証明 (准看護師免許証)	・登録年月日より看護師（准看護師）勤務可能
栄養士	栄養士免許証 (管理栄養士免許証)	・免許証記載年月日より栄養士（管理栄養士）として勤務可能
保健師	保健師免許証	・免許証記載年月日より保健師として勤務可能
幼稚園教諭	幼稚園教諭 1 種（2 種） 免許状 ※修了確認期限が過ぎている場合は更新講習修了確認証明書も提出	・ <u>幼稚園教諭免許状については、「3 免許状について」をご確認ください。</u>
保育教諭	①幼稚園教諭 1 種（2 種） 免許状 ※修了確認期限が過ぎている場合は更新講習修了確認証明書も提出 ②保育士証 ※国家戦略特別区域限定保育士証を含む	・ <u>幼保連携型認定こども園において、子どもの保育・教育に従事する方は、①幼稚園教諭免許状、②保育資証の双方を併有する必要があります。</u> （平成 32 年 3 月 31 日までは経過措置あり） ※保育教諭の免許・資格及び経過措置については、「4 保育教諭の免許・資格について」をご確認ください。

＜雇用状況表記載の注意点＞

有資格者としての雇用状況表への記載は、該当月 1 日以前の登録年月日・授与年月日となっている資格証・免許状を有する職員が対象となります。

【例】保育士（登録年月日：平成 29 年 4 月 10 日）

＜保育士として雇用状況表へ記載＞※雇用状況表は該当月 1 日の状態を記載

平成 28 年 4 月分 ⇒×

平成 28 年 5 月分以降 ⇒○